

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成21年度
計画主体	雨竜町有害鳥獣対策協議会

雨竜町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	雨竜町産業建設課
所在地	北海道雨竜郡雨竜町字ワコウリ 104 番地
電話番号	0125-77-2213
FAX番号	0125-78-3122
メールアドレス	nousei@town.uryu.hokkaido.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ・ヒグマ・キツネ
計画期間	平成21年度～平成23年度
対象地域	北海道雨竜町（町内一円）

（注）1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（1）被害の現状（平成20年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
エゾシカ	水稲	1,300千円 2.8ha
	小豆	200千円 0.6ha
ヒグマ	大豆	30千円 0.1ha
	スイートコーン	30千円 0.1ha
キツネ	スイートコーン	90千円 0.3ha
	西瓜	20千円 0.1ha

（注）主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

（2）被害の傾向

鳥獣の種類	内 容
エゾシカ	農作物の播種から収穫までの長期間に渡り出没し、町内一円において被害が増大している。生息数は不明。主に水稲の食害が多いが、近年では市街地や道路周辺への出没も多く、交通事故も懸念され、農業生産者のみならず、住民生活にも影響している。
ヒグマ	生息数は不明だが、12月から3月の冬眠期間を除いて、山間地域のみならず、農村集落内の住宅近くの主要道路を横断するなど目撃情報も多い。頻繁な出没は、農作物の被害だけではなく、人命の危険も懸念される。
キツネ	町内全域に生息し、主に6月中旬の西瓜と8月以降のスイートコーンの収穫期に被害が増加する。生息数は不明だが、一時期個体数が減少し、被害も減少傾向にあったが、近年再び被害が増加しつつある。

（注）1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成20年度）	目標値（平成23年度）
エゾシカ	1,500千円	1,200千円
ヒグマ	60千円	48千円
キツネ	110千円	88千円

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

区分	被害防止対策の内容		課題
捕獲等に関する取組	エゾシカ	<ul style="list-style-type: none"> ・銃器による捕獲 ・高周波発生器による威嚇 	<p>エゾシカは被害を受けている農業者から出沒の通報があつて出動しても、既に姿を消している場合がほとんどであり、敏速かつ的確な駆除を行えない。また猟友会も高齢化が進み、機動力の低下が懸念されている。</p> <p>箱ワナについては、捕獲者及びワナの数量に限りがあるため、効果的な捕獲が難しい。</p>
	ヒグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・銃器による捕獲 ・猟友会による巡回監視 	
	キツネ	<ul style="list-style-type: none"> ・銃器による捕獲 	
防護柵の設置等に関する取組	エゾシカ	<ul style="list-style-type: none"> ・防護柵の設置はなし ・町でシカ対策用高周波発生器（8台）を購入し、被害農家へ貸出 	<p>水田面積が広く、防護柵の設置については経済的観点からも不可能な状況にある。</p>

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

農林業関係機関、猟友会及び農業団体等で構成する協議会において、被害防止に向けて効果的な対策等を検討協議する。

捕獲担い手の育成確保を図る。

捕獲体制の整備を図る。

防止対策に携わる者の有害鳥獣の習性等に関する知識の向上を図る。

個別の取り組みについては、次のとおり。

鳥獣の種類	内 容
エゾシカ	猟友会と連携し捕獲及び追い払いを行うとともに、シカ用の足くくりワナによる捕獲を行う。また、町内において広範にわたる連携駆除が行えるよう、各営農組合の推薦により、推薦者への猟銃(わな猟)免許取得費用の助成と足くくりワナの無料貸与を行う。なお、捕獲した個体は、一般廃棄物処理場へ搬入して焼却処理し、処分費用についての助成を行う。
ヒグマ	猟友会と連携し捕獲及び追い払いを行うとともに、ヒグマ用箱ワナによる捕獲を行う。捕獲した個体は、一般廃棄物処理場へ搬入して焼却処理し、処分費用についての助成を行う。また、ヒグマの出没地域については、出没注意の看板を設置し、注意を促すものとする。
キツネ	猟友会と連携し捕獲及び追い払いを行うとともに、キツネ用箱ワナによる捕獲を行う。なお、捕獲した個体は、一般廃棄物処理場へ搬入して焼却処理する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

関係機関で構成される協議会において連携を図りながら効果的な対策等について検討するとともに、有害鳥獣からの農業被害、生活環境被害を最小限に留める。

従来の有害鳥獣駆除として猟友会に対し、有害鳥獣駆除委託契約を行う。

鳥獣ごとの捕獲体制は、次のとおり。

区 分	捕獲の種別	内 容
エゾシカ	銃器及び足くくりワナ	猟銃(わな猟)免許取得者がワナを設置、猟友会が捕獲を実施し、運搬及び処理を行う。
ヒグマ	銃器及び箱ワナ	猟友会が捕獲及び箱ワナの設置を実施し、運搬及び処理を行う。
キツネ	箱ワナ	猟銃(わな猟)免許取得者が捕獲及び箱ワナの設置を実施し、運搬及び処理を行う。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
平成21年度	エゾシカ ヒグマ キツネ	ヒグマ用箱ワナ(2基)の購入及びシカ用足くくりワナ(45台)の購入。狩猟(わな猟)免許取得助成。
平成22年度	エゾシカ ヒグマ キツネ	キツネ用箱ワナの補修。有害鳥獣の習性などに関する知識を取得する研修の開催。新たな担い手の確保。
平成23年度	エゾシカ ヒグマ キツネ	キツネ用箱ワナの補修。有害鳥獣の習性などに関する知識を取得する研修の開催。新たな担い手の確保。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
過去3カ年においていずれも捕獲実績がないため、捕獲見込数を計上する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
エゾシカ	2	10	10
ヒグマ	1	1	1
キツネ	5	10	10

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲予定場所は、町内一円とする。 ・ヒグマは、4月から11月まで、エゾシカ及びキツネは、通年(内狩猟期間を除く)を捕獲期間とする。 ・銃は、ライフル及び散弾銃とする。 ・ワナは、ヒグマとキツネについては箱ワナを、エゾシカについては足くくりワナを使用する。 <p>捕獲手段について</p> <p>原則として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第12条第1項または第2項に規定する禁止猟法及び同法第36条に規定する危険猟法以外の方法で行う。</p> <p>捕獲予定場所について</p> <p>原則として、道指定鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域(銃)は、捕獲区域に含めない。</p>

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対 象 鳥 獣
該当なし	

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。)第 4 条第 3 項)。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4 . 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整 備 内 容		
	年度	年度	年度
該当なし			

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取 組 内 容
該当なし		

- (注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5 . 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	雨竜町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役 割
雨竜町	連絡調整、捕獲許可申請事務、情報収集及び提供
北海道猟友会雨竜部会	鳥獣捕獲員の統括及び鳥獣の捕獲
J A きたそたち雨竜支所	農作物被害情報の収集及び提供、機材情報の提供
北空知農業共済組合	被害情報の収集及び提供
空知農業改良普及センター	被害対策アドバイス
雨竜土地改良区	巡回パトロール
雨竜町農業委員会	巡回パトロール
各営農組合(5 地域)	農業者への情報提供及び収集、新たな担い手の確保

- (注) 1 関係機関等で構成する被害防止対策協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
北海道空知支庁農務課	鳥獣被害防止計画の指導、情報提供
北海道空知支庁環境生活課	鳥獣対策の窓口（捕獲許可申請等）
北海道空知支庁林務課	森林被害に関する情報提供
空知森づくりセンター	道有林の被害調査、駆除時の入林許可等
深川警察署	交通事故対応、ヒグマ出没時の警備

- (注) 1 関係機関欄には、対策協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 被害防止対策協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

該当なし

- (注) 法第 9 条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

6 . 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣については、一般廃棄物処理場に搬入し、焼却処分とする。 ただし、持ち帰りが困難な場合は、捕獲現場で埋設する。 また、食肉用としての利活用については、原則、捕獲者が適切に処理するものとし、全町的な食肉活用については、今後の検討課題とする。
--

- (注) 肉としての利活用、鳥獣の保護管理に関する学術研究への利用、適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7 . その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--

- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。